



はじめに

人権とは、わたしたちが幸せに生きるための権利です。すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権尊重の意識を高めるとともに、他の人々の人権にも十分配慮した行動ができるよう、社会全体で取り組みを進めていくことが重要です。

本県におきましては、「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、「一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現を目指して、総合的かつ効果的な人権教育、人権啓発に関する施策を推進してきました。

しかしながら、地域社会におけるコミュニケーションの不足や人間関係の希薄化などにより、お互いに相手を思いやり、慈しむ心が薄れる傾向が見受けられ、学校でのいじめの問題、暴力・虐待の増加をはじめ、インターネットによる人権侵害などが顕著になってきており、依然として多くの課題があるのが現状であります。

こうした社会情勢の変化に対応するため、現行の指針を継続・発展させ、県民の皆さまの御意見を反映した、今後5年間の新たな指針を策定しました。

この新しい指針を実効あるものとするため、国、市町村、関係団体等と連携して、県民の皆さま一人ひとりの人権が尊重される社会が一日も早く実現するよう、人権施策の推進に積極的に取り組んでまいります。

終わりに、この指針の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました県民の皆さま、岐阜県人権懇話会、関係団体の皆さまに厚くお礼申し上げますとともに、今後の人権施策の推進に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年 3 月

岐阜県知事 古 田 肇